

令和5年度 財務省政策評価書の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図	1
2. 令和4年度及び令和5年度における目標ごとの評価結果	2
3. 令和4年度及び令和5年度における評価ごとの集計結果	5
4. 令和5年度における財務省の主な取組	6
5. 令和5年度の評価が「B 進展が大きくない」である目標の評価理由及び 政策への反映	7
6. 令和5年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由	9
7. 令和5年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由	10
8. 理由を付して評価を行った目標	11
【参考1】 デジタル化の取組	12
【参考2】 評価基準（評価マニュアル抜粋）	14

1. 財務省の「政策の目標」の体系図

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政 （総合目標 1）

【B】

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 （総合目標 2）

【A】

財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 （総合目標 3）

【A】

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要なとされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適形態での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム （総合目標 4）

【A】

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 （総合目標 5）

【A】

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 （総合目標 6）

【B】

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保 （政策目標 1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 【B】
- 1-2 必要な歳入の確保 【B】
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 【S】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 【S】
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 【A】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 【S】

適正かつ公平な課税の実現 （政策目標 2）

- 2-1 成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 【S】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 （政策目標 3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 【S】
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 【S】
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 【A】
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理 【S】

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 （政策目標 4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 【S】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 【S】

貿易の秩序維持と健全な発展 （政策目標 5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 【S】
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 【S】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 【A】

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 （政策目標 6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 【S】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 【S】
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進 【S】

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 【A】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営 【S】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 【S】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 【S】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 【B】

※ 【 】は令和5年度評定。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和4年度及び令和5年度における目標ごとの評価結果（総合目標）

【総合目標】		評価	
		4年度	5年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	B	B
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	A	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	B	B

(注) 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きい」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2. 令和4年度及び令和5年度における目標ごとの評価結果（政策目標①）

【政策目標】		評定		
		4年度	5年度	
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B	B	
1-2	必要な歳入の確保	B	B	
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	S	
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	S	
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A	A	
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S	
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S	S	
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	A	S	※
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S	
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S	A	※
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	S	
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	S	
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S	

(注) 1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を10ページ、11ページで説明しています。

2. 令和4年度及び令和5年度における目標ごとの評価結果（政策目標②）

【政策目標】		評価	
		4年度	5年度
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S+	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	B

※

※

（注）1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2 （色付き）は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を9ページで説明しています。

3. 令和4年度及び令和5年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		総合目標		政策目標		合 計	
		4 年度	5 年度	4 年度	5 年度	4 年度	5 年度
S +	目標超過達成	0	0	1	0	1	0
S	目標達成	0	0	17	17	17	17
A	相当程度進展あり	4	4	4	4	8	8
B	進展が大きくない	2	2	2	3	4	5
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

4. 令和5年度における財務省の主な取組

政策目標		内 容
1-1	財政	令和6年度予算については、医療・福祉分野の現場で働く方々への処遇改善をはじめとした「物価に負けない賃上げの実現」に向けた取組の推進や「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に対して重点的に予算措置を講じております。また、物価高騰対策については、令和5年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。加えて、令和6年能登半島地震への対応として、令和6年度の一般予備費を倍増し、令和5年度の一般予備費の活用とあわせ、一日も早い被災地の復旧・復興に向けた支援に全力を尽くしております。同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、行政事業レビューや予算執行調査等の反映、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。（施策1-1-1）
2-1	税制	令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月28日に成立しました。（施策2-1-1）
3-1 3-2	財務管理	G X実行会議や関係府省庁間での議論等を踏まえ、世界初の国によるトランジション・ボンドを「クライメート・トランジション利付国債」と名付けて発行することとなりました。その商品性・発行条件等については、令和5年12月に国債市場特別参加者や投資家を中心とした市場関係者との意見交換を通じて決定した上で、令和6年2月に10年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、5年クライメート・トランジション利付国債を約8,000億円、合計約1.6兆円を発行しました。（施策3-1-1） 令和6年度財政投融资計画については、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、G X、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしています。また、令和5年度財政投融资計画補正においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、8,860億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、9,014億円、1,237億円と2回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。（施策3-2-2）
5-3	国際貿易	税関手続の改善やリスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組みました。また、入国者数の増加やG7広島サミット等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器を整備するとともに、積極的に活用しました。（施策5-3-2）
6-1 6-2	国際金融	G7では、2023年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、G7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG7としての共通理解をとりまとめました。（施策6-1-2） スリランカの債務問題については、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調した形で同国の債務再編を主導し、債務再編条件の基本合意に至りました。（施策6-2-3）
7-1	政策金融	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、継続的に取り組みました。令和6年能登半島地震については、「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。（施策7-1-1）

5. 令和5年度の評価が「B 進展が大きくない」である目標の評価理由及び政策への反映(総合目標)

目 標	評価理由	政策への反映
総合目標 1 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	令和6年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、税外収入の確保など、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革行程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。 （中略） 以上のとおり、令和5年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっていくものの、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ1-1の評価が「b 進展が大きくない」であるため、本総合目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。	中長期試算（令和6年1月）においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、これまでと同様の歳出効率化努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、測定指標の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。 我が国の財政に対する信託を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。
総合目標 6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 （中略） 他方、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和5年度補正予算及び令和6年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組めます。

5. 令和5年度の評価が「B 進展が大きくない」である目標の評価理由及び政策への反映(政策目標)

目 標	評価理由	政策への反映
政策目標 1－1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、歳出構造の更なる平時化を進める必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。 (中略) 以上のとおり、施策 1－1－2 の評価は「s 目標達成」であるものの、施策 1－1－1 の評価が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。	重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。 広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行うとともに、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組を推進します。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。
政策目標 1－2 必要な歳入の確保	物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言えない状況です。 施策 1－2－1 の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。	今後も、物価上昇の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。
政策目標 11－1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	塩事業については、令和5年度において「塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」及び「塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理」について適切に対応しました。一方、事務処理手続に時間を要した案件があったため、「塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率」の目標値を達成することができませんでした。 その結果、政 11－1－2：塩事業の適切な運営の確保の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。	塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

6. 令和5年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由

政策目標	評価		評価の理由等
	4 年度	5 年度	
政策目標6－1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S＋ 目標超過達成	S 目標達成	令和5年度においては、5つある施策の全てが「s 目標達成」であったため、評価は「S 目標達成」となりました。 (参考) 令和4年度においては、施策6－1－4の評価が「s＋ 目標超過達成」となり、その他施策の評価もすべて「s 目標達成」であったため、評価は「S＋ 目標超過達成」となりました。
政策目標11－1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S 目標達成	B 進展が大きくない	令和5年度においては、施策「政11－1－2 塩事業の適切な運営の確保」に関する主要な測定指標「塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（目標値：100%）」について、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるところ、実績値が96.2%と目標値を下回ったため、評価を「b 進展が大きくない」とし、政策目標11－1の評価を「B 進展が大きくない」としました。 (参考) 令和4年度においては、2つある施策の全てが「s 目標達成」であったため、評価は「S 目標達成」となりました。

(注) 政策目標3－3「庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実」の評価理由等については、11ページの「8. 理由を付して評価を行った目標」に記載。

7. 令和5年度の評価が前年度の評価より高くなった政策目標の評価理由

政策目標	評価		評価の理由等
	4年度	5年度	
政策目標 3－1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	令和5年度においては、国債の入札結果発表を所定の時刻に行った割合が100%であることから、評価を「s 目標達成」としました。これにより、全ての施策について評価が「s 目標達成」となったため、政策目標 3－1 の評価を「S 目標達成」としました。 (参考) 令和4年度においては、施策「政3－1－4 市場との対話等」について、日本銀行のシステムが一部利用できない状況となったことや財務省のシステムの不具合により、一部の国債について入札結果の発表が遅延したことから、「a 相当程度進展あり」とし、評価が「A 相当程度進展あり」となりました。

8. 理由を付して評価を行った目標(前年度の評価より低くなった政策目標にも該当)

以下の評価は、評価マニュアルにおける「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との規定によっています。

目標	評価結果		施策	評価	評価理由等
	4年度	5年度			
政策目標3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S 目標達成	A 相当程度進展あり	[政3-3-1] 国有財産の有効活用の推進	s	令和5年度においては、施策3-3-2「行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進」について、主要な測定指標3-3-2-A-1「合同宿舎における改修工事の実施状況」の実績値が259棟となり、目標値(263棟)を下回ったため、評価を「b 進展が大きくない」としています。 これは、宿舎の長寿命化に資するべく計画的に必要な改修工事に取り組んだものの、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなったためです。 一方で、施策3-3-1「国有財産の有効活用の推進」をはじめとする、その他3つの施策については、国民共有の貴重な財産である国有財産の有効活用に取り組むため、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた売却や貸付けなどの施策を着実に進めているところです。 本政策目標の評価にあたっては、施策3-3-2「行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進」の一部の達成度のみが、政策目標3-3全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、施策3-3-1「国有財産の有効活用の推進」など、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適当と考えられます。 これらを踏まえ、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」であることを総合的に勘案し、当該政策目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
			[政3-3-2] 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進	b	
			[政3-3-3] 普通財産の適正な管理処分	s	
			[政3-3-4] 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実	s	

【参考 1】 財務省におけるデジタル化の取組一覧①

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等の説明会の際には、オンラインを活用した説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標1－1（施策1-1-2）】。

2. 税制

税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「なんで学校は無料なの？日本と海外の学校に使われている税金について調べてみよう」等のコンテンツを作成しました。国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。税制に関する講演や説明会の機会を確保するため、オンライン会議等も活用するなど広報活動を積極的に実施しました。税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Xでも積極的に発信しました【政策目標2－1（施策2-1-1）】。

3. 国債

個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、ソーシャルメディア等を活用したインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載、テレビCMの放映等により、広告の充実を図りました。

海外投資家については、オンライン会議形式も併用しつつ、海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標3－1（施策3-1-1）】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に向け、民間事業者による基地局整備に要する設置場所や、地方都市等における新しい働き方実現の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所として、国有財産の活用に取り組みました【政策目標3－3（施策3-3-1）】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標3－3（施策3-3-3）】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDCに関する有識者会議」において、議論の取りまとめを行うとともに、「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」において、制度設計の大枠の整理に向けた検討を進めました【総合目標4（テーマ4-2）】。

【参考 1】 財務省におけるデジタル化の取組一覧②

6. 貿易

関税技術協力については、令和5年度においては、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85件の研修及びセミナーを実施しました。

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進め、日インドネシアEPAについては令和5年6月に運用を開始しました。タイ及びASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用しました【政策目標5-3(施策5-3-1)】。

税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年度以降スマートフォン決済アプリ納付、クレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO(世界税関機構)等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、開発途上国への知的支援として、令和5年度においては、4年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

9. 地震再保険

地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやソーシャルメディアの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました【政策目標8-1(施策8-1-2)】。

10. 共済手続

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとし、令和5年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めました【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

【参考2】 評価基準（評価マニュアル抜粋）

総合目標・政策目標の評定	テーマ・施策の評定
1 <u>「S+ 目標超過達成」</u> 施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s 2 <u>「S 目標達成」</u> 施策の評定が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s 3 <u>「A 相当程度進展あり」</u> 施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a 4 <u>「B 進展が大きくない」</u> 施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b ※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。 5 <u>「C 目標に向かっていない」</u> 施策の評定に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c	1 <u>「s+ 目標超過達成」</u> (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合。 目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに超える水準である場合。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 2 <u>「s 目標達成」</u> (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。 3 <u>「a 相当程度進展あり」</u> (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」、「□」(注2)又は「△」(注3)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」(注4)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。 4 <u>「b 進展が大きくない」</u> (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。 5 <u>「c 目標に向かっていない」</u> 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合

- (注)1 測定指標以外の事情として、特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「a」を「b」に、「b」を「c」に下方修正することができる。
- 2 測定指標の「□」は総合目標において最終目標年限以外の評価対象年度末において進捗が順調である場合。
- 3 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。
- 4 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。